

世田谷区公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行について、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び世田谷区公衆浴場法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第16号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(営業許可の申請)

第3条 省令第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書の部数は、正副2通とする。

(許可書の交付等)

第4条 区長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、当該許可に係る公衆浴場に関する事項を電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して記録管理し、当該許可を申請した者に公衆浴場営業許可書（第2号様式）を交付する。

(不許可の通知)

第5条 法第2条第2項ただし書の書面は、公衆浴場営業不許可通知書（第3号様式）とする。

(営業開始届)

第6条 区長は、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）のうち普通公衆浴場の営業者が営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届（第4号様式）の提出を求めるものとする。ただし、既設の普通公衆浴場の営業を借り受け、又は譲り受けて営業を開始しようとするときは、この限りでない。

(相続に係る承継届)

第7条 省令第2条第1項の届書は、公衆浴場営業承継届（相続）（第5号様式）とする。

(合併に係る承継届)

第8条 省令第3条第1項の届書は、公衆浴場営業承継届（合併）（第6号様式）とする。

(分割に係る承継届)

第8条の2 省令第3条の2第1項の届書は、公衆浴場営業承継届（分割）（第7号様式）とする。

(変更等の届出)

第9条 記載事項の変更に係る省令第4条の規定による届出は、公衆浴場営業許可事項変更届（第8号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 営業の全部又は一部の停止又は廃止に係る省令第4条の規定による届出は、公衆浴場廃止（停止）届（第9号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（浴槽水の水質基準）

第10条 条例第4条第1項第6号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- （1）濁度が5度以下であること。
- （2）過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
- （3）大腸菌群数が1ミリリットル中に1個以下であること。
- （4）レジオネラ属菌が検出されないこと。

2 区長は、前項第1号又は第2号に掲げる基準につき、これにより難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準を適用しないことができる。

（浴槽水の消毒の方法）

第11条 条例第4条第1項第10号エただし書に規定する規則で定める浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- （1）塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行う方法
- （2）モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

（患者の入浴許可）

第12条 法第4条ただし書の許可に係る申請は、省令第5条各号に掲げる場合に該当する旨を記載した書面を区長に提出することにより行うものとする。

2 前項の書面の部数は、正副2通とする。

3 区長は、法第4条ただし書の許可をしたときは、その旨を書面により通知するものとする。